

山形県プレミアム付きクーポン券事業を実施します



プレミアム付きクーポン券の追加配布について



山形県内で飲食店、小売店、生活関連サービス業等を営まれる皆さまへ

山形県プレミアム付きクーポン券

参加事業所（店舗）募集

下記クーポン券の参加店（クーポン券を使用できるお店）を募集します。

プレミアム率 100%

250円で500円分のお買い物!

申込締切 **5/9日**

プレミアム付きクーポン券ご利用の流れ

- 電話又はWeb等で申込みクーポン券を受取る
- クーポン券をお店で売る（1枚250円で販売）
- 売ったクーポン券でお客様から支払いを受ける（1枚500円分として使用）
- クーポン券を郵便局に持ち込む後日、指定口座に振り込まれる（プレミアム分1枚250円分が振込み）

○事業所（店舗）の皆様へ

令和3年4月26日（月曜日）より、プレミアム付きクーポン券の追加配布に係る参加事業所（店舗）の募集を開始します。

[山形県プレミアム付きクーポン券参加事業所（店舗）募集チラシ（PDF：540KB）](#)

- お問い合わせ先：事業所（店舗）向けコールセンター（TEL：0570-666-812）
- 対象業種：山形県内で飲食店、小売店、生活関連サービス業等を営む店舗（[対象事業所一覧（追加配布分）（PDF：125KB）](#)）

※小売店には、総合スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ホームセンターは含まれません。

※既に参加されている事業所（店舗）においても、追加配布を希望する場合は、改めて申込みが必要です。

- 配布数：1事業所（店舗）当たり一律50シート（クーポン券200枚、額面10万円分）

※クーポン券1枚当たりの額面は500円です。

※クーポン券4枚で1シートです。

- 申込期間：令和3年4月26日（月曜日）～令和3年5月9日（日曜日）※消印有効

※お申込みは【事業所（店舗）ごと】をお願いします。

- 申込方法：電話、Web又は申込書の郵送のいずれかで受け付けます。

1. 電話：事業所（店舗）向けコールセンター（TEL：0570-666-812）へお電話ください。
2. Web：専用ページからお申込みください。（[専用ページ（外部サイトへリンク）](#)）
3. 郵送：登録申込書に必要事項をご記入のうえ、登録申込書に記載の住所へ郵送してください。（[登録申込書（PDF：275KB）](#)）

- 参加を希望する事業所（店舗）の申込みが多数の場合は抽選を行うことなどから、実際に各事業所（店舗）でプレミアム付きクーポン券を販売いただけるのは、5月下旬以降となる見込みです。

○利用者（消費者）の皆様へ

- お問い合わせ先：利用者（消費者）向けコールセンター（TEL：0570-200-236）
- 利用期間は、既に配布しているプレミアム付きクーポン券と同様の令和3年6月30日（水曜日）までとなります。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により延長となる場合があります。
- 参加事業所（店舗）が決まり次第、県ホームページに参加事業所（店舗）一覧を掲載する予定ですが、参加事業所（店舗）においてプレミアム付きクーポン券が販売されるのは、5月下旬以降となる見込みです。

飲食店・小売店・生活関連サービス等消費応援事業について

1.利用者（消費者）・事業所(店舗)の皆様への重要なお知らせ

2.概要

- (1) 事業の目的
- (2) 事業概要<プレミアム付きクーポン券の発行>

3.利用者（消費者）の皆様へ

※利用可能店舗及び完売情報は「[利用可能店舗及び完売情報](#)」に掲載しています。

- (1) プレミアム付きクーポン券の利用方法について
- (2) プレミアム付きクーポン券の利用にあたっての注意点
- (3) 市町村で発行しているプレミアム付き商品券等について

4.参加事業所（店舗）の皆様へ

- (1) 対象業種（R2.10販売分）
- (2) 事業の仕組み
- (3) プレミアム付きクーポン券を使用することができない商品・サービスの例
- (4) 留意事項

1.利用者（消費者）・事業所（店舗）の皆様への重要なお知らせ

○お問い合わせ先

利用者（消費者）の方：利用者（消費者）向けコールセンター（TEL：0570-200-236）

事業所（店舗）の方：事業所（店舗）向けコールセンター（TEL:0570-666-812）

○飲食店での利用について（令和3年3月19日（金曜日）～）

「山形県プレミアム付きクーポン券」の飲食店での利用については、3月8日（月曜日）から3月18日（木曜日）までの間、アルコールを伴う会食においても利用いただけることをご案内しておりましたが、本県の感染状況を踏まえ、3月19日（金曜日）以降は、以下の取組みを徹底のうえ、[アルコールを伴う食事での利用は、当面の間控えていただく](#)ようお願いいたします。

1. 飲食店でのテイクアウトやデリバリー（出前）等を積極的に活用いただくこと
2. 会食をする場合は、「普段一緒にいる人」と「少人数・短時間で」利用していただくこと
3. [アルコールを伴う食事での利用は、当面の間控えていただくこと](#)
4. 業種別の「感染拡大予防ガイドライン」を遵守している飲食店を利用していただくこと

なお、今後の感染状況によっては、対応を変更する場合があります。

- [お知らせ（PDF：130KB）](#)

○販売及び利用期間の延長について

「山形県プレミアム付きクーポン券」の販売及び利用期間を、現在の3月31日（水曜日）までから、[全ての店舗について6月30日（水曜日）まで](#)延長します。

○居住地制限の撤廃について

販売及び利用促進を図るため、3月14日（日曜日）から、「店舗が所在する町村内に居住する人のみ購入・利用できる」としている居住地制限を撤廃し、県民であればどの地域の店舗のものでも購入できるよう要件を緩和します。

今後は、県内に居住する方であれば、居住地に関係なく、購入いただけます。ただし、ご利用いただけるのは、これまでどおり、購入した店舗のみです。

<参加事業所の皆様へのお知らせ>

○関係団体が策定した「感染防止ガイドライン」に基づく感染防止対策を徹底してください。

○郵便局への換金請求書等の持込みにあたってのお願い

- 換金手続を取り扱っていない郵便局へのお問い合わせは、おやめください。
- 換金請求書は予め必要事項を記入して、郵便局にお持込みください。特に店舗コード（封筒宛名記載の4桁の番号）の記入について、ご協力をお願いします。
- 郵便局での受付の際に、換金額（プレミアム分）は受け取れませんので、ご注意ください。換金額（プレミアム分）は、後日、ご指定の口座に振り込まれます。

○換金に関するお知らせ

※換金受付期間を令和3年7月9日（金曜日）まで延長しております。

- [換金方法等について（PDF：339KB）](#)
- 換金請求書（別途郵送しています）
- [換金請求書の記載例（PDF：371KB）](#)
- [換金スケジュール（延長後）（PDF：104KB）](#)
- [換金が可能な郵便局一覧（PDF：85KB）](#)

「山形県プレミアム付きクーポン券の換金に関するお知らせ」が届いていない場合は、下記コールセンターまでご連絡ください。

○プレミアム付きクーポン券完売連絡票のFAXのお願い

プレミアム付きクーポン券が完売した場合は、「[プレミアム付きクーポン券完売連絡票（PDF：55KB）](#)」を事務局までFAXしてお知らせください。

○プレミアム付きクーポン券完売情報取消連絡票のFAXのお願い

ホームページ上の完売情報の取消しを希望する場合は、「[プレミアム付きクーポン券完売情報取消連絡票（PDF：54KB）](#)」を事務局までFAXしてお知らせください。

2.概要

(1) 事業の目的

県民の県内での消費活動を喚起し、地域経済の回復につなげるため、商工会・商工会議所と連携して、飲食店、小売店、生活関連サービス業の店舗等で使うことができるプレミアム付きクーポン券を発行しています。

本事業においては、飲食店や小売店、生活関連サービス業の店舗に加え、タクシーや運転代行業等、幅広い業種が対象です。

ぜひ、身近なお店でのお買い物等にご活用いただき、みんなで県内のお店を支えましょう。

(2) 事業概要<プレミアム付きクーポン券の発行>

- 発行数：400万枚（額面500円券（販売額250円））
- 販売単位：4枚綴を1シートとし、2,000円分を1,000円で販売
- 販売方法及び使用可能店舗：参加店舗で販売、販売した店舗でのみ使用可能
- 1人当たりの購入上限：1人3シート（12枚）まで
- 利用期間：令和3年2月14日6月30日（水曜日）まで

● <プレミアム付きクーポン券>

表



裏



3.利用者（消費者）の皆様へ

<お問い合わせ先>

利用者（消費者）向けコールセンター（TEL：0570-200-236）



(1) プレミアム付きクーポン券の利用方法について

- 利用可能店舗（4月22日更新）※完売情報は、各店舗からの報告に基づいています。
 - [村山地域](#)
 - [最上地域](#)
 - [置賜地域](#)
 - [庄内地域](#)
- お1人当たりの購入上限は3シート（12枚）です。
- より多くの方にご利用いただけるよう、多くの店舗でのご購入はお控えください。（原則1人3店舗まで）

- プレミアム付きクーポン券を購入した店舗でのお支払いにのみご利用いただけます。
- プレミアム付きクーポン券を購入できるのは、お住まいの市町村内の事業所（店舗）のみとなります。ただし、3月14日（日曜日）以降、県内市町村にお住まいの方は、どの地域の事業所（店舗）においても購入いただけます。なお、ご利用いただけるのは、これまでどおり、購入した店舗でのみです。
- 購入の際、お住まいが県内であることを確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）をご提示ください。
- 購入したその場からご利用いただけます。
- 有効期限は令和3年6月30日（水曜日）までです。

(2) プレミアム付きクーポン券の利用にあたっての注意点

- 山形県内に居住される方（※事業所（店舗）が所在する市町村にお住まいの方）のみご利用いただけます。ただし、3月14日（日曜日）以降、県内に居住する方であれば、居住市町村に関係なく、購入いただけます。なお、ご利用いただけるのは、これまでどおり、購入した店舗でのみです。
- プレミアム付きクーポン券で支払いをされる際には、ミシン目から切り離さないでください。
- プレミアム付きクーポン券での支払いには釣銭がありません。
- プレミアム付きクーポン券の再発行はできません。
〈お問い合わせ先〉利用者（消費者）向けコールセンター（TEL：0570-200-236）

(3) 市町村で発行しているプレミアム付き商品券等について

各市町村発行のプレミアム付き商品券や、GoToEatキャンペーンやGoToトラベルキャンペーンについても、有効期間が定められておりますので、期間内に活用しましょう。

[県、市町村、政府（Gotoキャンペーン関連）による各種消費喚起策について（PDF：279KB）](#)

[令和2年度プレミアム付き商品券等事業を実施している市町村一覧（PDF：252KB）](#) ※令和2年12月24日現在

4.参加事業所（店舗）の皆様へ

<お問い合わせ先>

事業所（店舗）向けコールセンター（TEL：0570-666-812）

<よくあるお問い合わせ>

- 事業所（店舗）は、プレミアム付きクーポン券を購入・買い取りする必要はありません。
- プレミアム付きクーポン券の換金にあたって、手数料は不要です。
- 他店で販売されたプレミアム付きクーポン券での支払いを受けることはできません。
- プレミアム付きクーポン券を購入できるのは、事業所（店舗）が所在する市町村にお住まいの方のみとなります。ただし、3月14日（日曜日）以降、県内に居住する方であれば、居住市町村に関係なく、購入いただけます。なお、ご利用いただけるのは、これまでどおり、購入した店舗でのみです。

(1) 対象業種（R2.10販売分）

飲食店、小売店、生活関連サービス等を営む事業所（店舗）

（詳しくは「[対象業種一覧（R2.10販売分）](#)（PDF：120KB）をご覧ください。）

(2) 事業の仕組み

- 参加事業所となった店舗には、プレミアム付きクーポン券を配布します。
- お客様にプレミアム付きクーポン券を1枚250円で販売してください。
- 販売したプレミアム付きクーポン券で1枚当たり500円の支払いを受けてください。
※自店で販売したプレミアム付きクーポン券でのみ、支払を受けることができます。
- 「換金が可能な郵便局一覧」に記載されている郵便局に、換金請求書（別途郵送しています）と、使用済みプレミアム付きクーポン券をお持ち込みください。

- 後日、使用済みプレミアム付きクーポン券1枚あたり250円が指定の口座に振り込まれます。

(3) プレミアム付きクーポン券を使用することができない商品・サービスの例

- 商品券・ビール券・図書券・印紙・切手・プリペイドカードなど換金性の高いもの
- 不動産・株式・先物・宝くじ等の金融商品
- 公共料金等の支払など公共性の高いもの
- 事業活動に関わる仕入れや経費等の支払
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- 現金との換金・電子マネーチャージ・金融機関への預入等

(4) 留意事項

- 反社会的勢力と関係する事業所（店舗）はお申込みいただけません。
- 自らの店舗で販売したプレミアム付きクーポン券でのみ支払いを受けることができます。
- プレミアム付きクーポン券の額面と同額の商品またはサービスを提供してください。
- プレミアム付きクーポン券と現金の引換は禁止します。
- 使用期限以降は、プレミアム付きクーポン券による支払いを受け取らないでください。
- 参加店が自らプレミアム付きクーポン券を購入し、直接換金する行為を禁止します。
- プレミアム付きクーポン券の不正使用など本事業の目的に反する行為が判明した場合、換金できないことがあります。
- プレミアム付きクーポン券の取扱いにあたっては、関係団体が策定した「感染拡大防止ガイドライン」に基づく新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底してください。

お問い合わせ

[産業労働部 商業・県産品振興課](#)

住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号：023-630-2365、3370

ファックス番号：023-630-3371



[山形県庁](#) > [県庁へのアクセス](#)

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

電話番号: 023-630-2211(代表)

法人番号5000020060003

Copyright © Yamagata Prefectural Government All Rights Reserved.